

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月26日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1		
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオン高松東店 香川県高松市福岡町三丁目379番地2外10筆		
	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 (変更前)		
	位置	収容台数	
	①西側駐車場(添付図面3、5に記載のとおり)	26台	
	②北西駐車場(添付図面3、5に記載のとおり)	36台	
	③正面駐車場(添付図面3、5、7に記載のとおり)	22台	
	④北東駐車場(添付図面3、5に記載のとおり)	61台	
	⑤東側駐車場(添付図面3、5、7に記載のとおり)	53台	
	⑥店舗1階駐車場(添付図面3、7に記載のとおり)	70台	
	⑦立体駐車場(添付図面3、7・9～11に記載のとおり)	1425台	
	⑧店舗屋上駐車場(添付図面12に記載のとおり)	302台	
	合計	1995台	
	(変更後)		
	位置	収容台数	
	①北西駐車場(添付図面4、6に記載のとおり)	36台	
	②正面駐車場(添付図面4、6、8に記載のとおり)	22台	
	③店舗1階駐車場(添付図面4、8に記載のとおり)	70台	
	④立体駐車場(添付図面4、8～11に記載のとおり)	1425台	
	合計	1553台	
	2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前)(※添付図面3・5・7・9～12上No.)		
	駐車場No.※	出入口の数	位置
	①西側駐車場	1箇所	出入口B: 駐車場①東側(添付図面3に記載のとおり)
	②北西駐車場	2箇所	出入口C: 駐車場②北側(添付図面3に記載のとおり)
			出入口D: 駐車場②南側(添付図面3に記載のとおり)

変更しようとする事項

③正面駐車場	2箇所	入口E: 駐車場③北側(添付図面3に記載のとおり) 出口F: 駐車場③北側(添付図面3に記載のとおり)
④北東駐車場	1箇所	出入口G: 駐車場④南側(添付図面3に記載のとおり)
⑤東側駐車場	2箇所	入口H: 駐車場⑤北側(添付図面3に記載のとおり) 出口I: 駐車場⑤南側(添付図面3に記載のとおり)
⑥店舗1階駐車場	2箇所	入口J: 駐車場⑥北西側(添付図面3に記載のとおり) 出口K: 駐車場⑥北東側(添付図面3に記載のとおり)
⑦立体駐車場・⑧店舗屋上駐車場	4箇所	入口H: 駐車場⑦北東側(添付図面3に記載のとおり) 出口K: 駐車場⑦北西側(添付図面3に記載のとおり) 出入口M: 駐車場⑦南東側(添付図面3に記載のとおり) 出入口L: 駐車場⑦南東側(添付図面3に記載のとおり)
合計	12箇所	

※出入口の数における表中の合計数は14箇所であるが、入口H及び出口Kが重複しているためであり、公道に接する出入口の合計数は12箇所である。
(変更後)(※添付図面4・6・8～11上No.)

駐車場No.※	出入口の数	位置
①北西駐車場	2箇所	出入口C: 駐車場①北側(添付図面4に記載のとおり)
		出入口D: 駐車場①南側(添付図面4に記載のとおり)
②正面駐車場	2箇所	入口E: 駐車場②北側(添付図面4に記載のとおり)
		出口F: 駐車場②北側(添付図面4に記載のとおり)
③店舗1階駐車場	2箇所	入口J: 駐車場③北西側(添付図面4に記載のとおり)
		出口K: 駐車場③北東側(添付図面4に記載のとおり)
④立体駐車場	4箇所	入口H: 駐車場④北東側(添付図面4に記載のとおり)
		出口K: 駐車場④北西側(添付図面4に記載のとおり)
		出入口M: 駐車場④南東側(添付図面4)

			に記載のとおり)
			出入口L: 駐車場④南東側(添付図面4に記載のとおり)
	合計	9箇所	
	※出入口の数における表中の合計数は10箇所であるが、出口Kが重複しているためであり、公道に接する出入口の合計数は9箇所である。		
変更年月日	平成30年8月21日		
変更理由	隔地駐車場(西側駐車場・北東駐車場)の廃止及び来客用駐車台数の適正化を図るため		

2. 届出年月日

平成29年12月20日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年1月26日から平成30年5月26日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年5月26日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ